

平成 16 年 8 月 24 日  
国土交通省河川局

### 「水災防止体制のあり方研究会」設立趣旨

近年、水災被害は治水事業の進展により減少傾向にはあるものの、今般の豪雨災害にもみられるように、水災被害は全国各地どこでも発生し得るものであり、依然として解消されるには至っていません。

平成 16 年 7 月中旬、活発化した梅雨前線活動に伴う集中豪雨により新潟県や福井県を中心にして甚大な水災が発生し、高齢者や児童をはじめとする災害時要援護者への支援措置、洪水時における住民への情報提供など、今後の水災防止体制のあり方について様々な課題が明らかになってきました。

従来から、水災防止を図るため、治水事業と水防活動が「車の両輪」として重要な役割を担ってきました。

しかし、水防活動の中核を担ってきた水防団では、団員数の減少や社会全体と同様に進む高齢化、サラリーマン団員の増加による平日の参集人員の不足等により十分な活動ができない状況が生じるなど、地域自らが行うことを原則としてきた水防活動の基盤や環境の整備に関わる課題が指摘されています。

その一方で、市民や民間団体などの自主的な災害時の活動が活発に行われるようになっており、その活動の重要性、有効性は広く認知されているところです。水災防止の観点からも、このような自主的活動を支援する環境整備が必要であると認識しており、河川審議会からも、自主的な防災組織と水防団との連携による新たな水災防止体制の整備の必要性が答申されています。(平成 12 年 12 月答申「今後の水災防止のあり方について」)

また、高齢者等を含む住民が避難行動を円滑に行うことが出来るための支援、あるいは更なる情報提供のあり方についても検討が必要であると考えています。

このような状況に鑑み、今後の水災防止体制のあり方を探ることを目的に、水災防止に係わる組織やその活動、防災情報提供などについて専門的な学識経験等に基づく助言を求めるため、「水災防止体制のあり方研究会」を設置するものです。